

「定年後再雇用制度」対応セミナーのご案内

セミナーのコンセプト

豪華2本立て
特別開催

先日、東京地方裁判所で定年後の再雇用者の賃金について、労働契約法第20条に違反するとの判決が出されました。この裁判については、マスコミでも多く取り上げられ、注目が集まっています。この判決では、いわゆる「同一労働、同一賃金」が問題となっています。今回の裁判を機に、定年後の再雇用制度について検討する必要性は高いと考えられます。

そこで今回のセミナーでは、高年齢者雇用安定法の内容や上記裁判例のポイント、今後の実務に与える影響や高年齢者雇用の制度構築に当たっての注意点などについて、**弁護士・社会保険労務士の2人の専門家がそれぞれの視点に立って解説**いたします。

企業の皆様はふるってご参加ください。

セミナーのテーマ

講師紹介

第1部

『最新裁判例から見る高年齢者雇用への対応』

- 高年齢者雇用安定法の内容
- 最新裁判例(東京地裁平成28年5月13日判決)の事案の概要、判決のポイント
- 今後の高年齢者雇用の着眼点



弁護士・FP
西村 裕一

第2部

『定年再雇用者の賃金制度の再検討の進め方』

- 在職老齢年金、高年齢雇用継続給金制度の現状
- 職務・役割基準の見直し
- 賃金制度再設計のポイント



特定社会保険労務士
人事コンサルタント
三原 靖

◆日時 平成28年8月9日(火)
14:00~17:00(開場13:30)

◆参加料 3000円(税込み)
顧問先企業様は無料

◆会場 アクサ生命保険(株)
北九州中央FA支社会議室(裏面地図参照)

◆定員 28名(定員になりしだい締め切らせていただきますのでお早めのお申し込みをお願いします。)

お申込み専用FAX 092(409)1069

お申し込みはカンタン！ 下記にご記入の上、今すぐ FAX いただくだけでOK！

8月9日「定年後再雇用制度」セミナー会場ご案内 & FAXお申込書

アクサ生命保険(株)北九州中央FA支社会議室
北九州市小倉北区室町1-1-1 リバーウォーク北九州業務棟9F

【JR小倉駅】徒歩10分

- ・小倉駅南口ペDESTリアンデッキを降りて平和通り(モノレール沿い)を直進
- ・三井住友銀行を右折
- ・勝山通り(旧電車通り)をまっすぐ

【JR西小倉駅】徒歩約3分

- ・駅前通りを直進
- ・西小倉駅前交差点を左折



弁護士法人 デイライト法律事務所のご紹介

当事務所は、企業法務に注力する法律事務所です。企業法務に携わる弁護士として、「トラブルの発生を未然に防止すること」が最も大切なことと認識し、企業に対して、積極的にセミナーを開催しています。特に、労働問題については会社側(使用者側)に特化しており、顧問先企業以外の会社や社会保険労務士からも、多数の相談を受けおります。

福岡の弁護士による労働問題Online
【福岡 労働問題 弁護士】でご検索ください
URL: www.fukuoka-roumu.jp



社会保険労務士法人九州人事マネジメントのご紹介

弊社は、企業経営における人事・労務の専門家パートナーとして、良好な労使関係・職場環境の構築をお手伝いし、企業経営の発展と従業員の働き甲斐の実現に尽力させていただいております。昨年はプライバシーマークを取得し情報管理に力を入れています、また北九州商工会議所のアドバイザーとして、地元企業の多くのご相談へ対応いたしております。

【社会保険労務士法人九州人事マネジメントホームページ】
URL: <http://sr-kyusyujinji.com/>



お申し込みご記入欄

※申込み用紙のお客情報、セミナーご案内等、営業活動やアンケート等に使用することがあります。会場の都合上、お申込み人数を制限させていただく場合がございます。

事業所名		E - m a i l	@
所在地		T E L	()
		F A X	()
参加者名		ふりがな	役職名

本セミナーに関するお問合せはこちら TEL. 0120-783-645 (デイライト法律事務所・企業法務チーム)